

上尾市長等政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 島山 稔

上尾市規則第12号

上尾市長等政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市長等政治倫理条例施行規則（令和3年上尾市規則第22号）の一部
を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

資 産 等 報 告 書

上尾市長

1 土地

所 在	面 積	固 定 資 産 税 の 課 税 標 準 額	摘 要
	m ²	円	

(注)

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

・預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株 券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

- ・ ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借 入 金 の 額	摘 要
円	

(注) 摘要欄には、借入金の借入先を記入する。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

上尾市長 _____

1 土地

所 在	面 積	固 定 資 産 税 の 課 税 標 準 額	摘 要
	m ²	円	

(注)

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	㎡	

(注)

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

・預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株 券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量

（注） 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量

（注） 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

- ・ ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借 入 金 の 額	摘 要
円	

(注) 摘要欄には、借入金の借入先を記入する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市長等政治倫理条例施行規則（以下「新規則」という。）第2号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する上尾市長等政治倫理条例（令和2年上尾市条例第36号。以下「条例」という。）第6条第1項の資産等報告書について適用し、施行日前に提出した同項の資産等報告書については、なお従前の例による。

3 新規則第3号様式の規定は、施行日以後に提出する条例第6条第2項の資産等補充報告書について適用し、施行日前に提出した同項の資産等補充報告書については、なお従前の例による。